〇滝川地区広域消防事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　制　定　令和２年３月31日規則第３号

　（趣旨）

第１条　この規則は、滝川地区広域消防事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和２年滝川地区広域消防事務組合条例第１号。以下「条例」という。）の規定に基づき、会計年度任用職員の給与を決定する場合の基準及び給与等の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

　（用語の定義）

第２条　この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

　（給料表の適用範囲）

第３条　条例第３条第２項の規定により規則で定める給料表の適用範囲は、次の各号に掲げる給料表の区分に応じ、当該各号に定める範囲とする。

　(１)　一般職の職員の給与に関する条例（昭和47年滝川地区広域消防事務組合条例第６号。以下「一般職給与条例」という。）第７条第１項第１号の行政職給料表　会計年度任用職員以外の会計年度任用職員

　（フルタイム会計年度任用職員となった者の職務の級）

第４条　フルタイム会計年度任用職員となった者の職務の級は、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するものとする。

　（フルタイム会計年度任用職員となった者の号給）

第５条　条例第５条に規定する規則で定める基準は、別表第１に定める職種別基準表（以下「職種別基準表」という。）とし、フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給が職種別基準表の基礎号給欄に定められているときは当該号給とし、同表に当該職務の級の号給が定められていないとき及び同表の職種欄にその者に適用される区分が定められていないときは、当該職務の級における最低の号給とする。

２　経験年数（国家公務員又は地方公務員として同種の職務に在職した年数又は教育、医療に関する職務等特殊の知識、技術若しくは経験を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験がフルタイム会計年度任用職員としての職務に直接役立つと認められる期間に限る。以下同じ。）を有するフルタイム会計年度任用職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第７条及び第８条の定めるところにより、職種別基準表の基礎号給欄に定める号給よりも上位の号給とすることができる。

３　前項の規定による号給は、職種別基準表の上限号給欄に定められている号給を超えることはできない。ただし、任命権者が、他の会計年度任用職員との均衡を著しく失すると認めるときは、これらの会計年度任用職員との均衡を考慮して職種別基準表の上限号給欄に定められている号給の12号給上位の号給を超えない範囲内の号給とすることができる。

　（職種別基準表の適用方法）

第６条　職種別基準表は、職種欄の区分に応じて適用する。

　（経験年数を有する者の号給）

第７条　フルタイム会計年度任用職員となった者のうち、経験年数を有する者の号給は、第５条第１項の規定による号給に別表第２に定める経験年数換算表により会計年度任用職員として同種の職務に在職した年数として換算された当該経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち５年を超える経験年数（会計年度任用職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であって市長の定めるものに従事した期間のある会計年度任用職員の経験年数のうち他の会計年度任用職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。）の月数にあっては、18月）で除した数（１未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に４を乗じて得た数を加えて得た数を号給とすることができる。

　（特殊な経験等を有する者の号給）

第８条　特殊な経験等を有する者を採用する場合において、号給の決定について第５条から前条までの規定による場合に、著しく常時勤務を要する職を占める職員（以下「常勤の職員」という。）及び他の会計年度任用職員との均衡を失すると認められるときは、同条の規定にかかわらず、これらの職員との均衡を考慮してその者の号給を決定することができる。

　（フルタイム会計年度任用職員の給料の支給）

第９条　条例第６条の規定により準用する一般職給与条例第12条から第15条までに規定する給料支給の始期及び終期、給料の支給期日その他給料の支給に関し必要な事項については、常勤の職員の例による。

第10条　フルタイム会計年度任用職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の給料は、日割計算により支給する。

　(１)　地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第２項の規定により休職にされ、又は休職の終了により復職した場合

　(２)　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第２条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合

　(３)　法第29条の規定により停職され、又は停職の終了により職務に復帰した場合

２　月の１日から引き続いて休職にされ、育児休業法第２条の規定により育児休業をし、又は停職にされているフルタイム会計年度任用職員が、給料の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その月の給料をその際支給する。

　（フルタイム会計年度任用職員の通勤手当）

第11条　条例第７条の規定により準用する一般職給与条例第23条に規定する通勤手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員の範囲、通勤手当の支給額その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項については、常勤の職員の例による。

　（フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当）

第12条　条例第８条の規定により準用する一般職給与条例第24条に規定する特殊勤務手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員の範囲、特殊勤務手当の支給額その他特殊勤務手当の支給及び返納に関し必要な事項については、常勤の職員の例による。

　（フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当等の支給）

第13条　条例第10条の規定により準用する一般職給与条例第27条に規定する時間外勤務手当、条例第11条の規定により準用する一般職給与条例第28条に規定する休日勤務手当及び条例第12条の規定により準用する一般職給与条例第29条に規定する夜間勤務手当の支給は、常勤の職員の例による。

　（フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当）

第14条　条例第10条の規定により準用する一般職給与条例第27条第１項及び第３項に規定する規則で定める割合、同条第４項に規定する規則で定めるものについては、常勤の職員の例による。

　（時間外勤務手当について準用する条例の規定の読替え）

第15条　条例第10条の規定により一般職給与条例第27条第３項及び第４項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える条例の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第27条第３項 | 勤務時間等条例第５条 | 滝川地区広域消防事務組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和２年滝川地区広域消防事務組合規則第　号。以下この条において「会計年度勤務時間規則」という。）第６条 |
| 勤務時間等条例第３条第２項若しくは第３項又は第４条 | 会計年度勤務時間規則第４条第２項、及び第５条 |
| 第27条第４項 | 勤務時間等条例第３条第１項、第４条及び第５条 | 会計年度勤務時間規則第４条第１項、第５条及び第６条 |

　（フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当）

第16条　条例第11条の規定により準用する一般職給与条例第28条に規定する規則で定める割合及び同条に規定する組合長が定める日については、常勤の職員の例による。

　（休日勤務手当について準用する条例の規定の読替え）

第17条　条例第11条の規定により一般職給与条例第28条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える条例の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第28条 | 勤務時間等条例第10条第３項 | 滝川地区広域消防事務組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和２年滝川地区広域消防事務組合規則第　号。）第10条の規定により準用する勤務時間等条例第10条第３項 |

　（フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当）

第18条　条例第13条の規定により準用する一般職給与条例第31条に規定する宿日直手当の支給される勤務は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成14年滝川地区広域消防事務組合規則第５号）第７条に掲げる勤務とする。

　（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）

第19条　条例第15条の規定により準用する一般職給与条例第33条から第34条の３までに規定する期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤の職員の例による。

　（フルタイム会計年度任用職員に対する期末手当の割合）

第20条　条例第15条第１項に規定する規則で定める割合は100分の72.5とする。

　（フルタイム会計年度任用職員の勤務１時間当たりの給与額の算出）

第21条　条例第16条第１項に規定する別に組合長が定める特殊勤務手当は、月額の特殊勤務手当とする。

２　条例第16条第１項に規定する規則で定める時間は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成13年滝川地区広域消防事務組合条例第２号。以下「勤務時間条例」という。）第３条第２項の規定により定められた勤務時間に勤務時間条例第10条第２項に規定する休日（同項の規定により週休日とされた日を除く。）の数を乗じて得た時間とする。

　（パートタイム会計年度任用職員の報酬等の支給）

第22条　条例第19条第１項に規定する規則で定める期日は、月額で報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員にあってはその月の21日とし、日額又は時間額で報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員にあっては、翌日21日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は勤務時間条例第10条第１項に規定する祝日法による休日に当たるときは、順次これを繰り上げる。

２　前項の規定にかかわらず、パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当の支給期限は、一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和47年滝川地区広域消防事務組合規則第16号）第36条の規定を準用する。

３　報酬の支給日後において新たにパートタイム会計年度任用職員（月額で報酬が定められている者に限る。以下この項及び次条において同じ。）となった者及び報酬の支給日前において離職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員には、その際報酬を支給する。

第23条　パートタイム会計年度任用職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の報酬は、日割計算により支給する。

　(１)　法第28条第２項の規定により休職にされ、又は休職の終了により復帰した場合

　(２)　育児休業法第２条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合

　(３)　法第29条の規定により停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

２　月の１日から引き続いて休職にされ、育児休業法第２条の規定により育児休業をし、又は停職にされているパートタイム会計年度任用職員が、報酬の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その月の報酬をその際支給する。

　（パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬）

第24条　条例第20条第２項に規定する規則で定める特殊勤務に係る報酬は、別表第３に掲げる種類、支給範囲及び支給額とする。

　（パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬）

第25条　条例第21条第２項に規定する規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

　(１)　条例第21条第２項第１号に掲げる勤務　100分の125

　(２)　条例第21条第２項第２号に掲げる勤務　100分の135

２　条例第21条第３項に規定する規則で定める割合は100分の25とする。

　（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

第26条　条例第22条第２項に規定する規則で定める割合は100分の135とする。

（時間外勤務及び休日勤務に係る命令）

第27条　条例第21条第２項ただし書及び同項第１号に掲げる勤務の命令は、パートタイム会計年度任用職員時間外勤務命令書（別記第１号様式）により行うものとし、同項第２号及び第22条第１項に掲げる勤務の命令は、パートタイム会計年度任用職員週休日及び休日の勤務命令書（別記第２号様式）により行うものとする。

　（パートタイム会計年度任用職員の宿日直勤務に係る報酬）

第28条　条例第24条第１項に規定する勤務１回につき4,400円を超えない範囲内で規則で定める額とあるのは4,400円とし、勤務１回につき2,200円を超えない範囲内で規則で定める額とあるのは2,200円とする。

　（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第29条　条例第26条の規定により準用する一般職給与条例第33条から第34条の３までに規定する期末手当を支給されるパートタイム会計年度任用職員の範囲、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止に関し必要な事項については、常勤の職員の例による。

２　条例第26条第１項に規定する規則で定めるものは、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間の１週間当たりの平均時間が15時間30分未満の者とする。

３　条例第26条第１項の規定により読み替えて準用する一般職給与条例第34条第１項に規定する規則で定める割合は100分の72.5とする。

４　条例第26条第１項の規定により読み替えて準用する一般職給与条例第34条第３項に規定する規則で定める額は、次の各号に定める額の合計額とする。

　(１)　条例第20条に規定する特殊勤務に係る報酬の額

　(２)　条例第21条に規定する時間外勤務に係る報酬の額

　(３)　条例第22条に規定する休日勤務に係る報酬の額

　(４)　条例第23条に規定する夜間勤務に係る報酬の額

　(５)　条例第24条に規定する宿日直勤務に係る報酬の額

　（パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬等の支給）

第30条　パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務、夜間勤務及び休日勤務に係る報酬は、その月の分を翌日の報酬の支給日に支給する。ただし、その日において支給することができないときは、その日後において支給することができるものとし、当該パートタイム会計年度任用職員が離職し、又は死亡した場合には、その離職し、又は死亡した日までの分をその際、支給することができるものとする。

　（パートタイム会計年度任用職員の勤務１時間当たりの報酬の額）

第31条　条例第27条第１項第１号に規定する別に組合長が定める特殊勤務に係る報酬は、月額の特殊勤務手当とする。

第32条　条例第27条第１項第１号に規定する規則で定める時間は、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた１日当たりの勤務時間に勤務時間条例第10条第２項に規定する休日（同項の規定により週休日とされた日を除く。）の数を乗じて得た時間とする。

　（パートタイム会計年度任用職員に対する通勤に係る費用弁償）

第33条　パートタイム会計年度任用職員における支給単位期間は、別に組合長が定める。

２　月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員及び日額又は時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員のうち１週間の勤務日の日数が５日以上のパートタイム会計年度任用職員に対する通勤に係る費用弁償は、一般職給与条例第23条の例により算定して得た額とする。

３　日額又は時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員に対する通勤に係る費用弁償については、次の各号に掲げる通勤方法の区分に応じ、勤務１日につき、当該各号に定める額とする。ただし、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満である日額又は時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員又は通勤のため交通機関を利用せず、かつ、通勤のため交通用具（自動車、原動機付自転車、自転車等（以下「自動車等」という。））を使用しないで徒歩により通勤することを常例とする日額又は時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員については、支給しない。

　(１)　通勤のため交通機関を利用して、その運賃を負担することを常例とする日額又は時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員　当該日額又は時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の月の勤務日数における通勤に要する最も低廉となる運賃（運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃の額であって、定期券又は回数乗車券のうち、最も低廉となる額として別に組合長が定める額）

　(２)　通勤のため交通用具を使用することを常例とする日額又は時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員　交通用具を使用する区間の距離に応じアからスまでの区部により定める額

　　ア　自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道５キロメートル未満　80円

　　イ　使用距離が片道５キロメートル以上10キロメートル未満　180円

　　ウ　使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満　310円

　　エ　使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満　440円

　　オ　使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満　570円

　　カ　使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満　700円

　　キ　使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満　830円

　　ク　使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満　960円

　　ケ　使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満　1,080円

　　コ　使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満　1,160円

　　サ　使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満　1,240円

　　シ　使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満　1,320円

　　ス　使用距離が片道60キロメートル以上　1,400円

　(３)　通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、交通用具を使用することを常例とする日額又は時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度職員　第１号に規定する別に組合長が定める額に前号に掲げる区分に応じた額を加算した額

４　前項第２号の規定により支給される１月当たりの費用弁償の額及び同項第３号の規定により加算する額の支給限度額は、一般職給与条例第23条第２項第２号アからスまでの使用距離に応じて定める額とする。

（パートタイム会計年度任用職員に対する通勤に係る費用弁償の届出）

第34条　パートタイム会計年度任用職員は、条例第29条第１項の要件を具備するに至った場合は、速やかにパートタイム会計年度任用職員通勤状況（変更）届（別記第３号様式）を任命権者に提出しなければならない。その職員が次の各号のいずれかに該当することとなった場合も、同様とする。

(１)　住所を変更したとき。

(２)　通勤の方法を変更したとき。

(３)　条例第29条による一般職給与条例第23条第１項第１号に定める通勤手当の支給要件に該当する場合において運賃の額に変更があったとき。

２　職員は、前項第１号又は第２号に掲げる変更によって条例第29条第１項に該当しなくなったときは、前項の例によって届け出なければならない。

　（パートタイム会計年度任用職員の休暇時の報酬）

第35条　時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員が、滝川地区広域消防事務組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和２年滝川地区広域消防事務組合規則第　号。以下「勤務時間規則」という。）第13条に規定する年次有給休暇及び同規則第14条第１項に規定する有給の特別休暇を取得したときは、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間を勤務したときに支払われる通常の報酬を支給する。

　（委任）

第36条　この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この規則は、令和２年４月１日から施行する。

（経験年数の特例）

２　この規則の施行の日の前日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正前の法（以下「改正前の法」という。）第３条第３項第３号に規定する特別職の非常勤職員（以下「旧法職員」と総称する。）として在職する者を、この規則の施行の日に引き続き会計年度任用職員として採用するときは、当該会計年度任用職員の職務と同種の職務に在職した年数を有する場合には、当該在職した年数を第５条第２項及び第７条に規定する経験年数とみなすことができる。

（号給決定の特例）

３　この規則の施行の日の前日において、旧法職員の改正前の法第22条第５項に規定する臨時的任用職員として在職する者を、この規則の施行の日に引き続き会計年度任用職員として採用するときは、当該会計年度任用職員としての職務と旧法職員又は改正前の法第22条第５項に規定する臨時的任用職員であったときの職務が同種の場合の号給について、任命権者が特に必要と認める場合にあっては、第５条の規定にかかわらず、この規則の施行の日前に受けていた報酬又は賃金を考慮して、号給を決定することができる。

４　前項の規定の適用を受けて号給を決定された会計年度任用職員が任用期間の満了後、引き続き同種の職務に従事する会計年度任用職員として採用された場合の号給の決定については、前項の規定の例により号給を決定することができる。

別表第１（第５条関係）

　行政職給料表　職種別基準表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職種 | 基礎号給 | | 上限号給 | |
| 職務の級 | 号給 | 職務の級 | 号給 |
| 事務補助員 | １ | １ | １ | １ |
| 一般事務員 | １ | １ | １ | 17 |
| 専門員、火災予防指導員 | ２ | １ | ２ | ９ |

別表第２（第７条関係）

経験年数換算表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 経歴 | | 換算率 |
| 国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体若しくは政府関係機関の職員としての在職期間 | 会計年度任用職員として同種の職務に従事した期間 | 100分の100 |
| 会計年度任用職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間 | 100分の100以下 |
| 民間における企業体、団体等の職員としての在職期間 | 職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間 | 100分の100以下 |

別表第３（第26条関係）

パートタイム会計年度任用職員特殊勤務手当支給区分表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区  分 | 特殊勤務手当の種類 | 支　　給　　の　　範　　囲 | 単　　位 | 金　額  (円) |
| １ | 夜間特殊業務手当 | １．通信業務による深夜勤務に従事する職員 | 勤務１時  間につき | ３００ |
| ２ | 災害出動手当 | １．火災及びその他の災害現場に出動した職員  ２．災害出動時の消防車の機関員  ３．災害出動等のはしご車に搭乗した職員  ４．火災原因調査に出動した職員 | １　回  １　回  １　回  １　回 | ３８０  ４５０  ４００  ３００ |
| ３ | 救急業務手当 | １．救急隊員が救急出動した場合  ２．救急出動時の救急車の機関員 | １　回  １　回 | ２３０  ３００ |
| ４ | 救急救命士手当 | １．救急救命士の資格を有し、救急業務に従事する職員 | 月　額 | ３，０００ |
| ５ | 建築関係業務手当 | １．工事の現場監督に従事する職員 | 日　額 | ３００ |
| ６ | 整備管理手当 | １．自動車の点検整備及び自動車車庫の管理業務を行う整備管理者に専任された職員  ２．整備管理補助員 | 月　額  月　額 | １，５００  ６５０ |
| ７ | 災害緊急援助等業務  手当 | １．国又は本組合以外の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策（異常な自然現象、大規模な事故（高速自動車道における事故を除く。）等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある箇所又はその周辺において行う災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置をいう。）のため本組合以外の地方公共団体に派遣され、当該災害応急対策に係る業務に従事した職員 | 日　額 | ８００ |

備考　１．時間を単位とする特殊勤務手当の時間の端数計算については、一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和47年滝川地区広域消防事務組合規則第16号）第30条の規定を準用する。

　　　２．同一の事案について複数の特殊勤務手当に該当する場合は、いずれか高い額（７の項に掲げる勤務と他のいずれかの項に掲げる勤務が重複する場合にあっては、そのそれぞれの額）を支給する。

　　　３．５の項に掲げる手当は、滝川地区広域消防事務組合技術吏員に併任された職員に支給する。